

介護予防支援
介護予防ケアマネジメント
別紙料金表

地域区分	1単位の単価
6級地	10.42 円

※ 費用額（10割分）の計算方法

単位数×1単位の単価＝費用額（1円未満切り捨て）

介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費		単位数	費用額
介護予防支援費（I） 従来型のケアマネジメント	1月につき	442	4,605 円

その他加算		単位数	費用額
初回加算 ※①	1月につき	+300	3,126 円
委託連携加算 ※②	委託を開始した月 に限り1回を限度	+300	3,126 円

※① 新規に介護予防サービス計画を作成する場合（要介護者が要支援認定を受けた場合を含む）

※② 介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合

その他加算 ※③		単位数	費用額
介護職員等処遇改善加算 I 1 ※④	1月につき	+9	93 円
介護職員等処遇改善加算 I 3 ※⑤	1月につき	+16	166 円
介護職員等処遇改善加算 I 4 ※⑥	1月につき	+22	229 円

※③ 介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上、キャリアアップや職場環境の改善の取組に加え、生産性向上や協働化に係る取組を行う事業所に認められる加算です。

※④ 介護予防支援費（I）を算定した場合

※⑤ 介護予防支援費（I）に加え初回加算または委託連携加算を算定した場合

※⑥ 介護予防支援費（I）に加え初回加算かつ委託連携加算を算定した場合

介護予防ケアマネジメント費		単位数	費用額
初回型のケアマネジメント	1月につき	+221	2,302 円
初回加算 ※①	1月につき	+300	3,126 円
委託連携加算 ※②	委託を開始した月に限り1回を限度	+300	3,126 円

※① 初回型のケアマネジメント+初回加算はケアマネジメント開始月のみ算定し、1年に1回のみ算定可となります。

※② 介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合

その他加算 ※⑦		単位数	費用額
介護職員等処遇改善加算21 ※⑧	1月につき	+5	52 円
介護職員等処遇改善加算22 ※⑨	1月につき	+11	114 円
介護職員等処遇改善加算23 ※⑩	1月につき	+17	177 円

※⑦ 介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上、キャリアアップや職場環境の改善の取組に加え、生産性向上や協働化に係る取組を行う事業所に認められる加算です。

※⑧ 初回型のケアマネジメントを算定した場合

※⑨ 初回型のケアマネジメントに加え初回加算または委託連携加算を算定した場合

※⑩ 初回型のケアマネジメントに加え初回加算かつ委託連携加算を算定した場合